

# 説明資料

- － 消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律（多様な脆弱性による影響を踏まえた契約の拘束力から消費者を解放する仕組み等） －

令和 8 年（2026年） 6 月18日

消費者庁

# 目次

---

## ○今回のテーマ

## ○検討の背景

## ○検討事項

### 第1．民事ルール（消費者契約法における新たな手法）

#### 1．要件の在り方

（1）①（消費者が適切な判断をすることが困難な状態にあること）について

（2）②（深刻な結果となる内容の契約を締結したこと）について

（3）③（事業者の予見可能性を確保しつつ共創協働の観点から「第三者」による見守りを促す仕組み）について

（4）①～③以外の要素について

#### 2．効果等の在り方

### 第2．行政的手法等（消費者契約法以外の手法）

# 今回のテーマ

論点整理における「消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律」(第1)のうち、前回の「事業者等による消費者の多様な脆弱性への配慮を促進する仕組み」等につき、「多様な脆弱性による影響を踏まえた契約の拘束力から消費者を解放する仕組み等」(第1.の2.)について検討いただくことを想定。

(参考) 論点整理の項目のみ抜粋

## 第1. 消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律

1. 事業者等による消費者の多様な脆弱性への配慮を促進する仕組み

2. 多様な脆弱性による影響を踏まえた契約の拘束力から消費者を解放する仕組み等

3. 取引当事者である消費者に依拠する者の生活の維持を困難にすることを回避する仕組み

## 第2. 消費者契約の各過程に関する必要な規律

1. 継続的な契約の普及・拡大に対応するための規律の導入

2. 消費者が事業者に対して自己の情報、時間、アテンションを提供する取引に関する規律

## 第3. 「解約料」の実態を踏まえた実効的な仕組み

1. 「解約料」条項に係る規定(消費者契約法第9条第1項第1号)の見直し

2. 「解約料」条項の説明に関する既存の制度の拡充

## 第4. 横断的な検討事項

1. 行為規範・契約内容規範に正当化のための要素を組み合わせる仕組み

2. 法目的の在り方

3. 「消費者」概念・定義規定の在り方

# 検討の背景（1/4）

- 多様な「消費者の脆弱性」に対応していくに当たり、多様な「消費者の脆弱性」による影響（リスク）一般に対して包括的に対応するものとしては、プリンシプルとしての配慮規定により事業者等の行動を促すことが考えられる。

その上で、例えば認知症の疑いのある高齢者が生活のために蓄えた財産の多くを失う契約をする場合や住まいを失う契約をする場合等の、「消費者の脆弱性」による影響（リスク）のうち消費者に深刻な結果が生じる場面については、その重大性に鑑み、上記の配慮規定に加えて、予防・救済のためのより具体的な手法により対処することが考えられる。

- 論点整理では、
  - 多様な脆弱性による影響の中でも消費者に深刻な結果が生じる場面についてはその重大性に鑑み、消費者取引の予見可能性を確保し、一定の消費者が市場から排除されるといった弊害を避けつつ、事業者等による消費者の多様な脆弱性への配慮を促進する仕組みより具体的な手法を検討することが重要となる。
  - そこで、事業者の不当行為や主観を要件とすることなく当該深刻な結果から消費者を解放し、あるいは、そもそも深刻な結果に陥らないように効果的に予防する観点から、民事ルール（消費者契約法における新たな手法）と行政的手法（消費者契約法以外の手法）の双方又はいずれかにより対応することとしてはどうか。

と整理されている。

- そこで、今回は、多様な脆弱性による影響の中でも消費者に深刻な結果が生じる場面について、以下のとおり、民事ルール（消費者契約法における新たな手法）（後記第1）と、行政的手法等（消費者契約法以外の手法）（後記第2）について検討いただくことが考えられるのではないかと。

## 検討の背景 (2/4)

- 民事ルールについて、現行の消費者契約法では、契約からの解放手段として、不当勧誘による取消権（第4条）が設けられている。

その中心は、消費者が、事業者の不当な勧誘により誤認・困惑し、それにより契約の申込み・承諾の意思表示をした場合に、これを取り消すことができる規定（第4条第1項～第3項。いわゆる誤認類型、困惑類型）である。

これらの規定は、消費者が、事業者の不実告知等の情報提供に関する不適切な行為（誤認類型）あるいは不退去等の不適切な強い働きかけ（困惑類型）による影響を受けて意思表示の瑕疵がもたらされた場合を捉えるものである。

このような枠組みは、制定時（平成12年）に、当時の消費者トラブルの実態や取引の実情を踏まえ、消費者・事業者間の情報・交渉力の構造的な格差が消費者契約において発生するトラブルの背景となることが少なくないことを踏まえて、契約の取消しを消費者が主張できる場合を、対等当事者間を基本とする民法（詐欺、強迫）よりも拡大する民事ルールが目指されたことによるものである。

- 消費者契約法において、情報・交渉力の格差に加えて、多様な「消費者の脆弱性」に対応するに当たって、「消費者の脆弱性」による影響が必ずしも事業者の不当勧誘によってのみ生じるわけではないこと（例えば加齢による判断力の低下）を踏まえ、従来の不当勧誘による取消権の枠組みにとらわれない新たな手法も視野に入れて検討してきた。

# 検討の背景 (3/4)

○ ワーキンググループでは、

- 取消権以外の解放手段としての解除権、契約の無効、損害賠償の特則といった規律手法を広く視野に入れて検討し、契約類型ごとに特有の事情や政策上の必要性を踏まえて活用し得る手法として、解除権についてより具体的に検討を進めた。
- 論点整理では、事業者の不当行為や主観を要件とすることなく深刻な結果から消費者を解放し、あるいは深刻な結果を予防する観点から、消費者にとって安心・安全に、事業者にとって円滑に取引できるように事業者・消費者・「第三者」で支え合う仕組みを組み込みつつ、救済が必要となる場合に消費者の意思により契約の拘束力からの解放を可能とする手段として、消費者の解除権について検討された。
- 具体的には、その方向性として、以下の考え方が整理された（論点整理 2 頁）。

消費者が、

①適切な判断をすることが困難な状態で、

②深刻な結果となる内容の契約を締結した場合

に解除できることとし、

③事業者の予見可能性を確保しつつ共創協働の観点から「第三者」による見守りを促す仕組みを設ける。

- もっとも、論点整理では、事業者の不当行為や主観を要件とすることなく解除権を基礎付ける場合に、取引相手方である事業者に契約の効力の事後的な否定という不利益を課すという側面があることを踏まえて、どのように制度設計をし得るか検討が必要と考えられるとも指摘された（同 3 頁）。

# 検討の背景 (4/4)

- ①～③の方向性に基づく解除権については、これまでの検討会やワーキンググループで、更なる検討対象として下記課題が指摘された。
  - a) 消費者が、適切な判断をすることが困難な状態で、深刻な結果となる内容の契約を締結した場合に解除できることとする場合に、事業者の予見可能性を確保することができるか
  - b) 一定の消費者が市場から排除されるという弊害を避けることができるか
  - c) 「第三者」による見守りを促す仕組みについて、「第三者」の範囲・役割の在り方、「第三者」の適切性を担保できるか（不適切な第三者の関与を防止できるか）、実務上の予見可能性・運用可能性のある仕組みとすることができるか、「第三者」を指定する仕組みの実効性・コストをどう考えるか、既存の第三者が関与する制度との関係整理が必要ではないか、「第三者」の指定・連絡と解除の可否との関係整理が必要ではないか
- また、検討会では、①～③の方向性に基づく解除権以外の方向性として、下記課題が指摘された。
  - d) 消費者の適切な判断をすることが困難な状態や深刻な結果となる契約内容だけでなく、事業者の行為態様や主観面を含めた要件の組み合わせを検討すべきではないか
- そこで、民事ルール（消費者契約法における新たな手法）について、「消費者の脆弱性」の影響により消費者に深刻な結果が生じる場面に対して、配慮規定による対応に加えて契約からの解放手段を設けることができるかについて、上記課題も踏まえ、検討を深めていただくことが考えられるのではないかと。
- 併せて、行政的手法等（消費者契約法以外の手法）について、論点整理において、一定の深刻な結果が生じる場面の拡大を防止するための行政措置や、共創協働により予防を図る行政的手法を活用するという案が整理されていることを踏まえ、更に検討いただくことが考えられるのではないかと。

# (参考) 論点整理 (抜粋)

## 2. 多様な脆弱性による影響を踏まえた契約の拘束力から消費者を解放する仕組み等

多様な脆弱性による影響の中でも消費者に深刻な結果が生じる場面についてはその重大性に鑑み、消費者取引の予見可能性を確保し、一定の消費者が市場から排除されるといった弊害を避けつつ、1. より具体的な手法を検討することが重要となる。

そこで、事業者の不当行為や主観を要件とすることなく当該深刻な結果から消費者を解放し、あるいは、そもそも深刻な結果に陥らないように効果的に予防する観点から、以下の民事ルール（1）と行政的手法（2）の双方又はいずれかにより対応することとしてはどうか。

### (1) 民事ルール（消費者契約法における新たな手法）

消費者にとって安心・安全に、事業者にとって円滑に取引できるように事業者・消費者・「第三者」で支え合う仕組みを組み込みつつ、救済が必要となる場合に消費者の意思により契約の拘束力からの解放を可能とする手段として、消費者の解除権を規定することを検討した（※）。

（※）契約の無効については消費者契約一般について一律に無効となる範囲を慎重に検討することを要する。

具体的には以下の案が考えられる。

- 消費者が、①適切な判断をすることが困難な状態（※1）で、②深刻な結果となる内容の契約を締結した場合（※2）に解除できることとし、③事業者の予見可能性を確保しつつ共創協働の観点から「第三者」による見守りを促す仕組み（※3）を設ける。

（※1）消費者が年齢、心身の状態、経験、心理状態等の事情により適切な判断をすることが困難な状態にある場合を想定。

（※2）消費者の生活の基盤となる財産を失う内容の契約を締結する場合を想定。

（※3）事業者が契約締結に先立ち所定の「第三者」に連絡した場合（消費者が連絡を拒否した場合を含む。）に解除権が発生しないこととするを想定。

規定の方法としては、消費者が一定の契約（所定の契約類型のうち自身の生活の基盤となる財産を失う可能性のあると考えるもの）について、締結に先立つ連絡先となる「第三者」をあらかじめ指定することができる仕組みを設けることを前提に、事業者が指定の有無の確認、指定がある場合は当該「第三者」への連絡をした場合には解除権が発生しないこととするとも考えられる。連絡先となる「第三者」の免責の必要性・可能性についても検討が必要。

- 解除権の効力は遡及効が想定される。それに伴い、消費者側の原状回復範囲、第三者への対抗関係、行使期間について規定を整備する。
- ただし、事業者の不当行為や主観を要件とすることなく解除権を基礎付ける場合に、取引相手方である事業者に契約の効力の事後的な否定という不利益を課すという側面があることを踏まえて、どのように制度設計をし得るか検討が必要と考えられる。

### (2) 行政的手法（消費者契約法以外の手法）

一定の深刻な結果が生じる場面の拡大を防止するための行政措置や、共創協働により予防を図る行政的手法を活用する（※）。

（※）例えば、対象場面に特化した一定の行政規制を活用するものとして、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）における適合性原則等（同法第7条第1項第5号、同法施行規則第18条第2号、第3号）との関係整理を含めて検討すること等が考えられる。また、消費者やその周囲の者への注意喚起、地域における見守りの促進等が考えられる。

## 第1. 民事ルール (消費者契約法における新たな手法)

### 1. 要件の在り方

#### (1) ① (消費者が適切な判断をすることが困難な状態にあること) について

- 論点整理では、消費者が年齢、心身の状態、経験、心理状態等の事情により適切な判断をすることが困難な状態にある場合が想定されている。
- これを要件として捉えるに当たって、実質的に、消費者が年齢、心身の状態、経験、心理状態等の事情により適切な判断をすることが困難な状態にある場合を基準とすることが考えられる。

もっとも、事業者にとって消費者が適切な判断をすることが困難な状態にあるか否かが必ずしも明らかでない場合があり得るところ、これを契約からの解放という法的効果の要件とすることについて、課題 a (予見可能性の確保) との関係が問題となる。

- 他方で、基準としての明確性をより重視する観点からは、外形的な基準 (例えば一定の年齢) によることも考え得る。

しかし、典型的・外形的に捉えるほど、その範疇に属する消費者が市場から排除されるおそれが強まるとも考え得ることから、課題 b (市場からの排除の弊害) との関係が問題となる。

- 以上を踏まえ、課題 a と課題 b との関係がある中で、①に対する適切な要件をどう設定できるか。
- また、「消費者の脆弱性」に関する情報収集の口実として悪用されるおそれとの関係については、どのように考えるか。

## 検討事項 (2/8)

- 他方、後記②（深刻な結果となる内容の契約を締結した場合）の要素に着目すると、通常であればそのような契約を締結する必要はなく、それにもかかわらず消費者がそのような契約を締結してしまうのは、契約を締結するか否かについて適切な判断をすることが困難な事情があったからであると捉える、すなわち、①を独立の要件としない（②の要件の中で①の要素を捉える）ことが考えられるか。

（※）現行消費者契約法上の過量契約についての取消権（第4条第4項）は、消費者が通常であれば締結する必要のない過量な契約を締結してしまうのは、当該契約を締結するか否かについて合理的な判断をすることができない事情がある場合であるとの考え方によるものとされている。このような考え方を参考にすることが考えられるか。

## (2) ② (深刻な結果となる内容の契約を締結したこと) について

- 論点整理では、消費者の生活の基盤となる財産を失う内容の契約を締結する場合が想定されている。
- これを要件として捉えるに当たって、実質的に、消費者の生活の維持が困難となる場合に該当することを基準とすることが考えられる。

もっとも、消費者の生活の維持が困難となるか否かには消費者側の事情（財産状況、代替の住まいの有無等）が関わり、事業者にとって必ずしも明らかでない場合があり得るところ、これを契約からの解放という法的効果の要件とすることについて、課題 a（予見可能性の確保）との関係が問題となる。

- 他方で、基準としての明確性をより重視する観点からは、形式的に、一定の契約類型に該当することを基準とすることが考えられる。

具体的には、一般的に生活の基盤となり得る財産を処分する場合として、

- ・ 消費者が一定額以上の高額な対価を支払う契約（生活資金の処分）
- ・ 消費者が住まいの所有権や賃借権を処分する契約

を想定することが考えられる。

もっとも、形式的に捉えるに当たっては、下記の点が課題となる。

- ・ 上記契約類型に該当しても必ずしも消費者が生活の基盤となる財産を失うとは限らないこと（例えば、金融資産の購入や住み替え等）をどのように考えるか。上記実質要件と組み合わせることで対応することが可能か。
- ・ 消費者が一定額以上の高額な対価を支払う契約について、基準となる額を法令上規定することが可能か。
- ・ 消費者が住まいの所有権や賃借権を処分する契約について、消費者契約一般を規律する消費者契約法において規定することが適切か。

- 以上を踏まえ、実質的基準・形式的基準のそれぞれに課題がある中で、②に対する適切な要件をどう設定できるか。

- また、消費者の財産状況に関する情報収集の口実として悪用されるおそれとの関係については、どのように考えるか。

## (3) ③ (事業者の予見可能性を確保しつつ共創協働の観点から「第三者」による見守りを促す仕組み) について

- 論点整理では、事業者が契約締結に先立ち所定の「第三者」に連絡した場合（消費者が連絡を拒否した場合を含む。）に解除権が発生しないこととすることが想定されている。
- 検討会では、深刻な結果を予防・救済する上で「第三者」が関与することが重要であるとの意見や、信頼できる「第三者」を制度的に担保する事前登録制を設け、一定の高リスク契約について事業者に登録の有無の確認や登録先への連絡等を義務付け、当該義務が履行されない場合に消費者が解除等を主張しやすくする仕組みの提案があった。

他方で、「第三者」の指定・連絡を契約からの解放を認めない要件とすることについては、課題 c 記載のように多岐にわたる課題が指摘されている。また、上記提案のように信頼できる「第三者」の担保が重要と考えられるところ、現時点でその担い手を全国的に確保することができるかが課題となると考えられる。

このような現状を踏まえ、今般の検討においては、「第三者」の指定・連絡を契約からの解放を認めないことに対する直接の要件とするのではなく、契約からの解放手段の仕組みのその他の要件の中で可能な範囲で共創協働の観点を捉えることとしてはどうか。

## (4) ①～③以外の要素について

- 以上のように、事業者の不当行為や主観を要件とすることなく深刻な結果から消費者を解放する手段を設けることが可能かを検討していくと、①～③の各要素について上記のような課題がある。

これらの課題について、課題 d（事業者の行為態様や主観面を含めた要件の組み合わせの在り方）を踏まえ、例えば以下のような形で事業者の主観的要素を取り込むこと等により対応することが考えられるか。

＜①（消費者が適切な判断をすることが困難な状態にあること）についての事業者の主観的要素を取り込む考え方＞

①との関係で、実質的な要件を用いつつ、課題 a（予見可能性の確保）に対応するために、事業者の主観的要素を取り込むことが考えられるか。

①やそれに対する事業者の主観的要素において、例えば、消費者が勧誘あるいは契約を締結する場に自ら一定の者を同席させていたことや、事業者において消費者が予め一定の者に相談したことを確認したといった事情を評価することで、③の共創協働の観点を取り込むことが考えられるのではないか。

＜②（深刻な結果となる内容の契約を締結したこと）についての事業者の主観的要素を取り込む考え方＞

②との関係で、実質的な要件を用いつつ、課題 a（予見可能性の確保）に対応するために、事業者の主観的要素を取り込むことが考えられるか。

<行使期間をより短期に設定しつつ、当該期間の設定において見守りの機会を確保する考え方>

取引関係を早期に安定させるため、解放手段の行使期間をより短い期間に制限することが考えられるか。

行使期間の設定において、数週間～1か月程度の範囲で、周囲の見守りの目が届くことが期待できる期間とすることで、見守りの機会を確保することが考えられるか。

## 2. 効果等の在り方

- 論点整理では、解除権の効力は遡及効が想定されるとし、それに伴い、消費者側の原状回復範囲、第三者への対抗関係、行使期間について規定を整備するという考え方が整理されている。
- 契約からの解放手段の効果としては、遡及効（契約は初めからなかったことになる）とすることが考えられるのではないか。
- 消費者契約法の取消権も遡及効であることを踏まえ、以下の規定の在り方について、消費者契約法の規定等を参考にして考えることとしてはどうか。
  - 消費者側の原状回復範囲
  - 第三者への対抗関係
  - 行使期間

## (参考) 現行の消費者契約法上の効果等に関する規定 (抜粋)

### ○消費者契約法 (平成12年法律第61号)

(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四条 (略)

2～5 (略)

6 第一項から第四項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

(取消権を行使した消費者の返還義務)

第六条の二 民法第二百十一条の二第一項の規定にかかわらず、消費者契約に基づく債務の履行として給付を受けた消費者は、第四条第一項から第四項までの規定により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消した場合において、給付を受けた当時その意思表示が取り消すことができるものであることを知らなかったときは、当該消費者契約によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

(取消権の行使期間等)

第七条 第四条第一項から第四項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間 (同条第三項第八号に係る取消権については、三年間) 行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年 (同号に係る取消権については、十年) を経過したときも、同様とする。

2 (略)

## 第2. 行政的手法等（消費者契約法以外の手法）

- 論点整理では、一定の深刻な結果が生じる場面の拡大を防止するための行政措置や、共創協働により予防を図る行政的手法を活用するとされているところ、例えば以下の対応を活かすことが考えられる。
  - 特定商取引法に基づき、特定の場面において、消費者の利益が害されるおそれがある場合に、消費者の利益の保護を図るための措置をとるべきことの指示等の行政的手法を適切に運用。
  - 訪問販売分野において、レスキューサービスや点検商法といったトラブルが集中している分野への必要な措置を検討。
  - 配慮を要する消費者を見守ることができるよう、自治体の関係部局のみならず、日常業務で消費者に接する多様な主体が連携して、見守りネットワークを構築する取組の促進。その際、消費生活相談員が地域に積極的に出向き被害の未然防止や救済を図る活動を促進することも重要。